





- (2) オプショナルツアーや運行事業者が当社以外である旨をパンフレット等で明示した場合には、当社は当該オプショナルツアーパートicipantに発生した第 22 項で規定する損害に対しても、当社は同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。(ただし当該オプショナルツアーや運行事業者が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつその旨パンフレット等又は最終旅行日程表にて記載した場合を除きます)また、当該オプショナルツアーや運行事業者の責任及びお客様の責任は、当該運行事業者の定めによります。
- (3) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第 22 項の規定は適用します。(ただし、当該可能なスポーツ等のご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット等又は最終旅行日程表にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任は負いません。

## 25. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②を除きます)、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更事項について当社に第 21 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ① 次に掲げる事由による変更の場合は、変更補償金を支払いません。(ただし、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブック)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)
- ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変  
イ 戰乱  
ウ 暴動
- エ 官公署の命令  
オ 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止  
カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供  
キ 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置
- ② 第17項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつ旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第10項で定める旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。変更補償金の額が1,000円未満であるとき、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第21項が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺し、その残額を支払います。
- (4) 当社は、お客様が同意された場合、同等価値以上の物品・旅行サービスの提供をもって、金銭による変更補償金の支払いにかえさせていただくことがあります。

### ○変更補償金

当社が変更補償金を支払う変更		
変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金		
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります)	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます)	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 上記①~⑧に上げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1: 最終旅行日程表が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えたうえで、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と最終旅行日程表の記載内容との間又は最終旅行日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2: ③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注3: ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注4: ⑦の宿泊機関等の等級は、旅行契約締結時で当該方面的パンフレット等に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブサイトで閲覧に供しているリストによります。

注5: ④⑦⑧に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6: ⑨に掲げる変更は、①から⑧までの率を適用せず、⑨によります。

## 26. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は、パンフレット、ホームページ等に明示した日となります。

## 27. 通信契約の旅行条件

- (1) 当社は、当社が発行するカード又は提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金、取消料等のお支払いを受けることを条件に、お客様から電話、インターネット、その他の通信手段によるお申し込みを受け旅行契約(以下「通信契約」といいます)を締結することができます。通信契約による旅行条件は本旅行条件書に準拠いたしますが、一部取り扱いが異なりますので、以下に異なる点のみをご案内いたします。
- (2) 本項でいう「カード利用日」とは、お客様又は当社が旅行契約に基づく旅行代金等のお支払い又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、電話によるお申し込みの場合は当社がお客様からのお申し込みを承諾した時に成立するものとします。郵便その他の通信手段によるお申し込みの場合は、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、e-mail、ファクシミリ等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や契約解除等によりお客様が負担することになる費用のカード利用日は、当社が費用等の額をお客様に通知した日とします。ただし、第17項により当社が旅行契約を解除したときは、当社が定める期日及び方法により当該費用等をお支払いいただきます。
- (5) 当社は、お客様の有するクレジットカードが無効である又は無効になり、お客様が旅行代金・取消料等の一部又は全部を提携会社のカードによって決済できないときは、旅行契約の締結をお断り又は旅行契約を解除することができます。

## 28. 国内旅行保険のご加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを補償するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険にご加入されることをお勧めします。国内旅行保険についてお問い合わせください。

## 29. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員・現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜をはかるため土産物店等にご案内をすることがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任でご購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 子供代金及び幼児代金は、コースによって規定が異なります。
- (5) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、最終旅行日程表に記載している出発空港又は出発地を出発(集合)してから、当該空港又は当該地に帰着(解散)するまでとなります。
- (6) 発着空港、発着地までの区間を別途手配する場合、当該区間は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- (7) 契約に関するお客様と当社との紛争については、日本国内の裁判所のみが管轄を有し、日本法に準拠するものとします。

### 〈旅行代金の返金に関するご注意〉

当社では、お客様のご都合による取り消しの場合及び返金が生じた場合、返金に伴う取扱手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。

### 〈お申込みのお客様情報の変更及び訂正について〉

お客様の氏名を誤ってお申込みされた場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、お客様の交替の場合に準じて、第16項のお客様の交替手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第17項の当社所定の取消料をいただきます。

